

広島東照宮の「通り御祭礼」について（西村）

▲史料紹介▼

広島東照宮の「通り御祭礼」について

西村 晃

一 はじめに

この度、享保八（一七二三）年以来、代々広島城下新町組の大町年寄を務めた岩屋家（室屋）の当主岩室良氏の御好意により、広島城下町の支配・財政に関する多くの古文書を県立文書館に寄贈していただいた。その中には広島東照宮の「通り御祭礼」の資料も含まれている。これらの資料のうち、そのごく一部は『広島県史』近世資料編Ⅲでも紹介されたが、注目されることは少なかった。本稿ではこれらの資料を紹介しつつ、城下町に居住する民衆と東照宮「通り御祭礼」との関わりを通して、幕藩権力と民衆との関係を考える一助にしたい。

二 「公儀」の祭礼

広島尾長の東照宮は、正保三（一六四六）年その造営が着手され、慶安元（一六四八）年に遷座式が行われた。これは、藩主浅

野光晟が外祖父に当たる徳川家康を祀る東照宮を藩内に勧請したのは、岡山藩の池田光政がすでに正保二年に遷座式を行ったことにならない、幕府に対する忠誠を示すとともに、領民に対する權威の象徴としたものである。この東照宮の造営には多大の費用が費やされている。なお、東照宮が造営された慶安元年は、家康が死去した元和二（一六一六）年から三十三年にあたるため三十三回忌の法要が行われ、神輿の渡御があつた。延享二（一七四五）年成立の「広島独案内」は、その様子を次のように伝えている。

史料①

其比太守羽林光晟公、祭礼の規式、善尽し美尽し、則御旅所洞春寺、是より凡式十四丁余り有へし、町の左右に竹にて（矢来）やらひをゆひ、立砂をいたし水を打、行義正敷有様なり、扱桜の馬場、左右二太守の御飯屋を始、御家老・御近習・番頭・物頭・大小姓・御馬廻り・諸奉行之面々弓鉄炮鎗長刀を飭り美々敷有様也、さて九月十七日巳の刻限、墨ぬりの御輿

に金之具のこしらへ、真紅の綱をたれ、御鏡ハ八正道の光り

をか、やかし、棟にこかねの孔雀羽をたれ、御供ニハ、ねり

のした、れを着せ、花笠をかつきたる小童五六拾人、歩行士

百余人、松栄寺ハ塗輿なり、宮々の神主四五騎打つれたり、

狸々皮の袋入御鉄炮御弓御鎗長刀持百余人、唐獅子式正、青

地赤地の金欄に鈴を付、赤はこ桴とはりぬきの人形、山ほ

こも金欄にてかさり立、声能き小童上二居て音頭を取り、四

五拾人ニ引せたり、亦宿の者露払とて、白装束烏帽子を着て、

五六拾人惣而通り物之次第中々筆二も尽しかたし。

東照宮の祭礼は、毎年九月十六・十七日の両日行われたが、藩

主が在国する年には十七日に藩主の参詣があり、それを拝見する

ために大勢の群衆で賑わったという。また、家康の死後五十年ご

とには、命日の四月十七日に大法会が営まれ、九月十六・十七日

に神輿が本宮から広瀬御旅所（広瀬神社）へ渡御する「通り御祭

礼」（または「大御祭礼」）が行われた。これは、百年忌の正徳五

（二七一五）年、百五十年忌の明和三（一七六五）年、そして二

百年忌に当たる文化十二（一八一五）年に行われ、二百五十年忌

に当たる慶応元（一八六五）年は征長のため多数の幕軍や諸藩の

軍勢が広島城下へ集まったため、「居り御祭礼」と称して神輿の

渡御は行われなかった。

広島東照宮の「通り御祭礼」について（西村）

「通り御祭礼」の行列は、白神社の神主をはじめとする「御迎

輛行列」を先頭にその後には渡御行列が続くが、それを構成するの

は神輿に供奉する正装騎馬の藩役人や弓・鉄砲・長柄を持つ足輕、

神器を持つ神人、鉦・笛・箏・太鼓を持つ楽人である。また城下

町からも案内の町年寄をはじめ、神輿の昇手、諸道具の持手とし

て町人たちが参加したほか、町方からの寄付（負担）で参加する

石引き行列がこの「通り御祭礼」を華やかに飾った。たとえば、

「通り御祭礼」の神輿渡御のさまを文政五（一八二二）年成立の

広島城下の地誌集「知新集」は、この神輿渡御の行列を次のよう

に伝えている。

史料②

桜の馬場より本町すち広瀬への御道中御行列の次第こゝろも

ことはも及ハれず、町々両側に拝見の男女家毎に充滿し、近

国遠在よりも承り伝へてこの御祭礼を拝ミ奉らてやむへきか

ハとあらそひあつまるもの幾十万といふ事をしらす。

そして、神輿渡御の道筋には、茶所・雪隠・小用所及び竹矢来

の設置が命ぜられた。明らかに「見物と称する群の発生」、見ら

れることが意識されているのである。

また、その一方で東照宮の祭礼は、その成立も示すとおり、極

めて藩権力側の行う「公儀の祭礼」としての性格が色濃く、初日

広島東照宮の「通り御祭礼」について（西村）

の神事・社参が終わった二日目の神輿渡御の行事には、藩主も桜の馬場に構えられた棧敷、または一丁目の御客屋で行列を見物したほか、藩主一族や家老以下も棧敷や道筋の商家でこれを見物した。このため、「通り御祭礼」は、他の祭礼に比してより一層の厳肅性と秩序が求められたのである。

例えば、行列に参加する町役人にも羽織袴の正装が求められ、藩役人によって神輿通り筋の見分がなされた後、明和度の「通り御祭礼」では五組に対して次のような触書が出されている。

史料③

覚

一今度東照宮御祭礼ニ付来月十七日神輿広瀬御旅所江渡御、

依之猿猴橋町々本町筋十日市町、西引御堂町・寺町□□仕、

御通り前かた水を打可申候

一御通り筋家々簾釣り申間敷候、家内見通し申候共其分者不

苦候、拝見仕候もの見世先へ猥ニ罷出申間敷候、婦人子共

者見世先来之内ニ罷在候儀者不苦候、尤男子之分者土間

ニ居り拝可仕候、二階窓々視候儀堅く仕間敷候、惣而作法

宜可仕事

但、拝ニ罷出候輩矢来外トへ罷出候者有之候ハ、何者

ニ不寄可為越度事

一川々懸ケ作之家窓迄もふさき、拝之もの差置申間敷候、河原又者堤之上川々江船ニ而罷出候儀不苦候、尤屋形船障子簾釣り申間敷事

一十六日御宮江拝ニ参候儀者相成候、十七日ハ不相成事

一御道筋江拝ニ罷出ルもの、十七日朝六時前までニ罷越候様可仕候、辻固メ之侍中辻々請取被申候以後ハ通シ申間敷候、尤御用ニ而往来之分者可為格別事

一神輿広瀬御旅所へ被為入候已後、町中江入込候拝之者退散之事者、辻固メ之侍中引取以後混雜不仕様可仕事

一町中十七日之給物十六日昼迄ニ用意仕、十六日昼々十七日夜迄ハ一切家内ニ而煙を立申間敷候、勿論□□類之火ニ而も心を付用心可仕事

但、火を焼不申候而不叶儀ニ候ハ、炭之火ニ而用事相達し、是又念入候様可申付事

一御祭礼拝ニ罷出候者共留守居一兩人宛残し置、家持誰并借家何某、留守へハ何某を残し置候段、借家之者ハ地頭へ申出、地頭々ハ其町役人共江申出、役人々其留守へ心を付可申事

附り、小借家之者留守居難置筋有之候ハ、其旨地頭江念入附届可申候、地頭々其留守竈見届、留守之儀受合可

申候、昼夜ニ不限火之廻り之者参り候節ハ地頭立合、其留守火之元見せ可申候、尤十六日十七日而日者五人組合之もの共他出仕間敷候、若可叶儀ニ罷出候ハ、一家共之内代り之者差置、其段役人江相断罷出可申事

一十七日御宮近辺、尤御旅所近辺ニ而酒商売堅停止之事

一御道筋矢来出来之後、御道筋不淨成もの、又者穢敷物運び不申、脇道へ通し候様可申付事

一神興広瀬御旅所江被為人、夫々寺町通り横川より御船ニ而御材木場江御揚り、西白嶋町・東白嶋町へ御通り、同所渡り□□御渡り被遊、明星院町通り還御被遊候間、大手道筋家々蔀を折、窓蓋可仕候、尤拝ニ罷出候儀堅御停止之旨被仰出候間、拝ニ罷出申間敷候、若相背もの有之候ハ、急度可申付条念入可申付事

右之通町中末々まで堅可申付候、若相背者於有之ハ遂吟味、其者ハ不及申五人組役人共迄曲事可申付候、以上

八月十四日

五組_江

史料④

覚

一來ル十六日十七日東照宮御祭礼御執行、依之十七日神興広

広島東照宮の「通り御祭礼」について（西村）

瀬御旅所江渡御被遊候間、十六日十七日之中普請作事等相止メ、火之元別而念入候様可申付事

一十七日殿様御客屋江御詰被遊候間、右近辺作法宜穩便ニ可仕候、拝ニ罷出候もの共猥之義無之様可申付事

一御祭礼前之儀二候間、当町中家持并借家召仕之者其外未々迄諸事相慎、喧嘩口論何事ニよらず、縦難忍義有之候共右之内町義苦勞ニ不相成様可仕候、若左様成儀於有之ハ、理分たりといふとも品ニ寄吟味之上可為越度事

但、万一申出不仕候而不叶義有之候ハ、役人共江内談

□□、是又役人共之差図違背仕間敷候

一十七日御通り被遊候節、他国ハ飛脚之者急用ニ而通り候ハ、小屋新町端東愛宕町端へ案内之者出し置、脇道へ通シ候様手引仕せ可申事

但、脇道往来之義ハ別紙書付相渡シ置候之間、案内之者へ念入申間置、尤川々渡し船式艘宛出し候間、此段も可申間置候、右渡し船川筋へ兼而_{（勝示）}建置、其筋へかけ船不仕様可申付事

一御通り筋町々掃除只今迄銘々家々仕候得共、今度者壹町ニ掃除夫三人程ツ、差置、御当日二者右之ものほうきちり取用意仕せ可申事

広島東照宮の「通り御祭礼」について（西村）

一十六日十七日之間町々ニ而番所々所極メ置、家持式人宛袴着仕せ、代ル／＼相詰火用心其外不作法無之様可申付事

但、御当日御通り筋之役人とも者上下着用仕、月行司・

肝煎者袴着仕せ可申候

一十六日十七日御通り筋之外脇町役人者其町罷有、立付着仕、

肝煎・月行司之者ハ股引脚半ニ而昼夜裏借家其外町内見廻

り、立番等油断不仕様可申付候

但、脇町ニ而も其町之本町筋神輿御通り被遊候節ハ聞合

下座仕居可申事

一御祭礼御用ニ付町中ハ罷出候者共先年之通十六日晚ハ御宮

脇小屋江参込、翌十七日之用意仕せ可申事

一十七日御通り筋於町々若急病之者も可有之候間、町々医者

用意可仕事

但、町医者役目可申付事

一侍中江火廻り被仰付御廻し被成候間、自然不審成儀見分被

仕吟味可有之候間、此段可申付事

右之通町中江可申付候、以上

九月朔日

五組江⁽⁷⁾

このように、藩から、町大年寄を通して道筋町々の道路の清掃（水打ち、不淨物の通行禁止、掃除夫の設置など）、家内での禁止

事項（簾の禁止、煙を立てることの禁止など）、見物での禁止事項（二階からの見物禁止など）、その他、普請作事の停止、喧嘩口論の禁止について細かな指示がなされた。さらに、この日は往來留めが行われ、天下送りや他国飛脚も脇道に回るよう案内の者を出すよう命じている。そして、神輿の昇手や諸人夫等として多くの城下町住民が動員され、また多数の見物客から行列を守るため、猿猴橋町から御旅所までの沿道に設置された竹矢来が、大割銀から出費されている例が示すように、町方へも祭礼費用の負担が強いられたものと思われる。すなわち、城下町の住人は、いわば「公儀の祭礼」に「参加」させられたのであり、見られることを意識したこの五十年ごとの「通り御祭礼」は、一面では幕藩権力の權威を領民に認識させる上で、大きな役割を担ったと思われる。

三 祭礼のイベント化

さきに述べたように、江戸時代を通じて、この「通り御祭礼」は慶安元年、正徳五年、明和三年、文化十二年の四度に涉つて催されたが、その神輿行列の規模や出し物には時代的变化が見られる。文化十二年の祭礼は、莊重嚴肅の正徳度と簡易質素の明和度の中間程度に行うことが藩内で決定されながらも、次の二点でそ

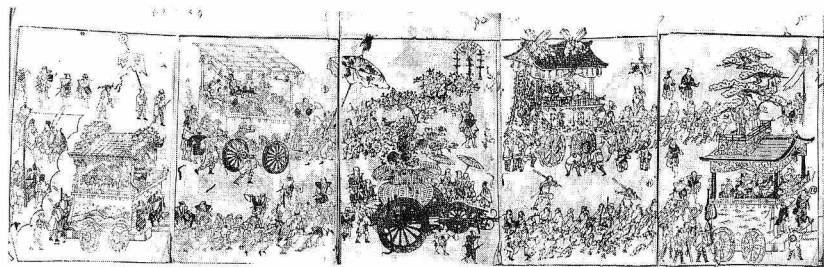


図1 文化12年「通り御祭礼」の五組石引台

(松井家「東照宮御祭礼略図絵」)

右から新町組、中通組、白神組、中島組、広瀬組。

れまでの慣習を破って性格を変えている。

文化度の「通り御祭礼」を加計村から見物に行った室屋忠右衛門は、「石引台五組銘々二出シ、先年ハ石引台沓ツナリ、此度五ツニ相成、万事念入美ヲ尽セリ、筆紙ニも尽しかたし」とその手記に記している⁽¹¹⁾。すなわち、第一点は、明和度には、町方から参加する石引台(山車)が一台であったものが、各町組ごとの五台となり、その五台が競って「万事念入美ヲ尽セリ、筆紙ニも尽しかた」い光景になったことである。明和度では、石引台とは別に十六・十七両日に「俄」と称して通り物が町方で計画されていたようであるが、藩命によって禁止され、また子供たちによる石引の囃子も規制されていた⁽¹²⁾。すなわち、明和度には、見られることが意識されつつも、祭礼が遊芸化することは藩によって規制されていたのである。

第二点は、神輿還御の伝統的秩序の変化である。明和度までは、神輿が市街地を通御するのは渡御の際の一度のみで(渡御の行列は本社を出て桜の馬場を通過すると山陽道に出て東進、猿猴橋・京橋を渡り、石見屋町・胡町から本町筋・堺町一丁目・十日市・西引御堂町を通り、御旅所の広瀬神社へ入御する)、略式の行列である還御の道筋は、広瀬御旅所から間道を取り、明星院川の渡船場を船で渡り本宮へ帰るというもので、史料⁽¹³⁾の触書にもあるように、還御の行列の見物は禁止されていた。しかしながら、文化度は「近年市中の人氣も昔時とは違ひ、拝観人も多く、唯一回の市中通御のみにては、庶民家を明け出で、火災盗難に罹るもの少なからず」という理由で、還御の行列の供奉・行列道筋とも渡御と同様に市中を通過させ、多くの見物を許可したうえ、その翌日から五日間本宮の装飾を撤去せず、藩士から庶民に至るまで自由に参拝を許しているのである⁽¹⁴⁾。

広島東照宮の「通り御祭礼」について（西村）

この文化度における二点の変化（イベント化）は、藩と民衆との関係からいかに理解すべきであろうか。

明和度の祭礼が行われた明和二年は、藩財政の危機的窮乏を契機に宝暦初年から開始された質素節儉を旨とした藩政改革の真最中で、政務の簡素化や家中経済の引締が行われる一方、村方・町方に対しても徹底した儉約令が布かれていた。それとともに、社会秩序を維持するため、村方・町方の年中行事や祭礼・風俗に対しても厳しい規制が断行されている。その例を広島城下で三点ほど挙げてみよう。(1)毎年六月十七日の夜に催される広島管絃祭の時に、広島城下から出る御供船の船飾りが、年々各町の競争によって華美となり、また争って新奇の飾りつけを行う傾向にあったため、安永七（一七七八）年五月、藩は華美な飾りつけを禁止し、その標準を示して制限を加え、その後も繰り返し標準を越える飾りつけをしないよう厳命したこと。(2)明和三年（一七六六）年七月にも、城下各所で行われる辻踊り（盆踊り）の禁制が触れられたが、安永三年六月、再度辻角力や打ち上げ花火とともに禁止したこと。(3)正月十四日から三日間城下白鳥町で催される子供の綱引き、十月の上亥日に子供たちによって行われる亥の子、あるいは、婚礼の新郎宅前で城下の子供たちが演じる「石打」（石合戦）に大人たちも交じり、不法の所業に及ぶことさえしばしばあり、

社会不安を惹起するため、これらがいずれも安永・寛政年間に禁止、或いは規制を加えられていることである。⁽¹⁵⁾このように藩は、宝暦から寛政年間にかけて、民衆の伝統的な悪弊を匡正するとともに、民衆が遊芸に対して向けるなみなみならぬ欲求をも徹底して抑えこもうとしたのである。しかしながら、繰り返し出されている諸芸能・出し物の禁令は、逆に城下町民衆の遊芸にかける精力の大きさを物語っている。

これらの民衆の遊芸志向は幕藩制的秩序を動揺させる一因ともなった。天明七（一七八七）年には広島城下で、直接には凶作による米価高などによる町人（とくに借家層）の生活圧迫を契機として、米屋の打ちこわし騒動も起こっている。⁽¹⁶⁾これは、間接的には、藩による一連の緊儉政策や風俗取締に対する、やり場のない民衆の鬱積の発散と解することもできよう。

このような社会的情勢において、藩は、財政的安定期に入った寛政から化政期にかけて、民衆の道德匡正策は依然続行しながらも、それまでの厳格な遊芸統制策に比べかなり柔軟な姿勢を取るようになる。寛政三（一七九一）年七月の町触で、「折節勞を慰メ候程之事ハ不苦候」⁽¹⁷⁾と歌舞音曲の取締りを緩めた藩は、文化十一（一八一四）年に、広瀬神社祭礼に寄進される踊り狂言の興行を許可し、二年後の文化十三年、同祭礼で初めて相撲興行を公許

したのに続いて、文政元年には大相撲の市中「太鼓打ちまわし」や、旗幟を相撲場に立てることをも黙許している。⁽¹⁸⁾この一連の遊芸統制緩和策の延長線上に、東照宮の「通り御祭礼」のイベント化の許容もあると考えてよい。

しかし、その一方でこの時期に集中して表れてくるのは民衆教化の政策である。これは藩が、根底から動揺しつつある幕藩体制を仁政イデオロギーによって再建しようと意図したものとええよう。その代表的なものは、寛政期から増大している孝義者・奇特者の表彰、及び寛政九年に初編が発行された「芸備孝義伝」や、「教訓道しるべ」の編纂であり、これは、領内の割庄屋や町年寄に配付され民衆教化の資料として利用された。

また、広島城下に固有のものとして、藩主と町人との表面的な「交流」が新にこの時期に開始されている。第一に、広島城三の丸内に勧請された稻荷社の廻廊造営普請の落成祝いとして、明和八年二月一日から三日間、一般町人の参拝を許可したことを契機に、毎年その祭礼の日に、町人を城内に入れることが恒例となったこと。⁽¹⁹⁾第二に、文化三年九月、竹屋町の広瀬屋才次が同町民と謀って、藩主斉賢の長寿を祈念するためその誕生日に催された国主祭が、その後も毎年城下各町の持ち回りで廃藩置県まで続けられたという事実である。町内に設けられた祭壇は、紅燈銀燭で装

飾され、前日の夕より「鼓声鑿々たり、人々相賀すること佳節の如し」で、町民は群衆してこれに参拝したという。⁽²⁰⁾第三に、文化七年に明星院で行われた伝正院（藩祖浅野長政）二百回忌の祥月法会において、家中の参拝が終わった後、中門外で一般民衆の随意参拝が認められていることである。⁽²¹⁾

これら民衆教化策や、藩主と城下町民衆との「交流」推進の裏に、民衆教化政策を通して、藩主を町人の精神的權威として祭り上げ、支配・被支配の矛盾を隠蔽しようとする藩の意図を見ることは十分に可能であろう。そして、官製的な祭礼である「通り御祭礼」のイベント化も、遊芸統制や社会不安などによって城下町民衆に溜った鬱積を吐き出させるとともに、彼らに藩権力との一体感を持たせる事により民衆教化策の一助としたものと評価できよう。

四 おわりに

県立文書館に寄贈された岩室家文書に含まれる、東照宮「通り御祭礼」関係の資料などを紹介しつつ、幕藩権力と広島城下町に居住する民衆との関係について若干の考察を試みた。論点を限り、しかも十分に展開できないまま論を終わってしまった感が否めない。また、東照宮自身の資料をはじめ、広島城下町の町方資料は、

広島東照宮の「通り御祭礼」について（西村）

戦災や原爆等によってその多くが失われてしまったため、大正十一年に発刊された『広島市史』の記述に頼らざるをえない部分も多くあった。このため城下町のとくに下層にある都市民衆からの視点は、全くといってよいほど欠落してしまっており、幕藩権力と民衆との関係を考える上では不備となってしまう。これらの反省を踏まえて後日を期したい。

註（１） 同様な問題関心について、久留島浩氏は、「近世における祭りの『周辺』」（『歴史評論』四三九）において、幕藩制的社会秩序が、祭りで幕藩領主と民衆が一体化することによって再確認されることを強調した。一方、倉地克直氏は、岡山東照宮の祭礼の年次的検討によって、それがかえって、東照宮の持つ支配者の神としての側面を希薄にし、他の神との「平準化」をもたらすことにもなったと指摘した（『日本思想史研究会会報』七）。

（２） 三原市立図書館蔵。

（３） 「通り御祭礼」の行列は、明和度・正徳度については、『広島市史』第巻巻、三四五頁―三六〇頁、文化度については、松井家所蔵「東照宮御祭例略図絵」にくわしい。なお、明和度については、広島県立文書館所蔵・岩室家「渡御御行列」・「還御御行列」がある。

（４） 広島大学所蔵「知新集」巻八（『新修広島市史』第六巻）。
（５） 柳田国男『日本の祭り』（『定本柳田国男集』第一〇巻）。
（６） 岩室家「通り御祭礼御触書拔」（明和二）。

（７） 同右。

（８） たとえば、「つとめて華美を避け、清楚を旨と」して行われた明和度の祭礼（『広島市史』第貳巻、六二三頁）でも、案内の町年寄、神輿・石引台の昇手など約三〇〇人が城下町から動員されている（県立文書館・岩室家「通り御祭礼書類書拔」）。

（９） 明和度、藩から次のような、町方への下問があり、結局は町方負担となっている。「御通り筋へ先年度（正徳度）竹矢来出来、大割出銀高分之事故、当年者相止ミ候而茂可然候へとも、御城下御領分其外他国々も拝見ニ可罷出趣ニ相聞候間、若人押等難手届候得者渡御之御障ニも相成如何ニ付、此度も矢来不仕候ハでは混雑可仕与被存候」（岩室家「通り御祭礼御触書拔」）。なお、文化度の「通り御祭礼」で新町・広瀬両組が要した費用は三五貫三〇〇目余であった。その細目は行列その他諸人夫の賃金や石引台に要した諸入用銀である（岩室家「去亥秋通御祭礼ニ付諸入用勘定帳」）。一方、藩がこれに要した総費用は、銀二四一貫六三一匁余などであった（『広島市史』第参巻、一五九頁）。

(10) 『廣島市史』 第参卷、一五六―一五七頁。

(11) 加計・室屋「旧記 万寛書 式番」。

(12) 明和二年九月十五日・十八日、五組に対し、次のように申達されている。「今般東照宮御祭礼ニ付、町方之者共申合せ候而俄と申義存付、十六日十七日両日町中通りもの類之儀可仕候由風聞有之候、是等之儀者兼而御示しも有之、不相成候間、若其企有之候ハ、差止め可申候、相背候もの於有之ハ急度可申付事」、「此度御祭礼ニ付町方より石引寄附申付候処、無滞相済候、囃子方小共此後相集、銘々宅二而茂右囃子曾而仕せ申間敷候、第一重キ御祭礼寄付之建りも不相済候条、小共相集別々二而も右囃子之儀仕間敷候」(前掲「通り御祭礼御触書抜」)。

広島藩では、村方においては、享保の倭約令で、祭りの華美な通り物(山車)が統制され、さらに宝暦期以降は、新規に行われる山車が禁止された。町方においても事情は同様であつたらう。宝暦の村方に対する触書は次の通り。「一氏宮之外祭礼之仕形段々及超過、無願見せ物通り物杯仕、其村所々費ニ相聞候間、右体之儀相止メ、信心一通之祭礼軽ク可仕候事」(『広島県史』 近世資料編Ⅲ、六七〇号)。

(13) 『廣島市史』 第貳卷、二二七頁。

広島東照宮の「通り御祭礼」について(西村)

(14) 『廣島市史』 第参卷、一五八頁―一五九頁。

(15) 『廣島市史』 第貳卷、四〇三頁―四六〇頁。

(16) 『廣島市史』 第貳卷、六〇〇頁―六一六頁、『広島県史』 近世2、一〇〇五―一〇〇七頁。

(17) 『広島県史』 近世資料編Ⅲ、九八五号。

(18) 『廣島市史』 第参卷、二四頁・二五頁・二七頁。

(19) 『廣島市史』 六四三頁。文政十二年成立の「知新集」には、城下二月の年中行事として、「初午、御三の丸稻荷社御祭あり、此日雑人原御城郭の内へ入事ゆるされ郡町の者数万人名ある」とある。この初午祭礼の起源は明らかでないが、安永年間にはすでに始まっている。「初午ニ付新御屋敷稻荷社江来月三日四日右両日共朝五時夕七時迄、町新開近在之男女拝参勝手次第之事」(広島大学所蔵・堀川町「御触諸事控帖」 安永四年)。

(20) 『廣島市史』 第参卷、四・五頁。

(21) 『廣島市史』 第参卷、一四八頁。

(にしむらあきら 研究員)